

入学手続き要領

■入学手続き方法

入試区分	入学手続き期間【消印有効】
リハビリテーション学院特別選抜 前期(専願)	2024年 9月 6日(金) ～ 2024年 9月13日(金)
リハビリテーション学院特別選抜 後期(専願)	2024年10月11日(金) ～ 2024年10月21日(月)
総合型選抜(専願)	2024年11月 1日(金) ～ 2024年11月11日(月)
学校推薦型選抜 前期(専願)	(医療福祉大学・医療短期大学) 2024年12月 2日(月) ～ 2024年12月 9日(月)
	(リハビリテーション学院) 2024年11月22日(金) ～ 2024年11月29日(金)
学校推薦型選抜 後期(併願可)	2024年12月19日(木) ～ 2024年12月26日(木)
一般選抜 前期(併願可)	2025年 2月 6日(木) ～ 2025年 2月18日(火)
一般選抜 後期(併願可)	2025年 3月12日(水) ～ 2025年 3月18日(火)

- 入学手続きは、合格通知とともに送付される「手続きに関するご案内」に従い入学手続き期間内に完了してください。
- 入学手続き期間内に学費・諸会費の指定額(33ページ参照)を納め、入学手続きに必要な書類を簡易書留速達【消印有効】で郵送してください。入学金等の振り込みのみでは、入学手続きが完了したことにはなりません。なお、大学等窓口での納入金受付業務は行いません。
- リハビリ学院特別選抜前期・後期、総合型選抜、学校推薦型選抜前期は専願のため、入学の辞退はできません。したがって、一度受理した学費その他の納入金及び入学手続き書類は返納(返却)いたしません。
- 学校推薦型選抜後期、一般選抜前期、一般選抜後期において、複数の学科に合格した場合は、入学を希望する学科(1学科のみ)の入学手続きを行ってください。期限までに入学手続きがなかった学科は、入学辞退として取り扱います。
- A日程、B日程で同一の学科に合格した場合、入学手続きには原則としてA日程の受験番号をご使用ください。

■入学辞退

- 学校推薦型選抜後期、一般選抜前期、一般選抜後期の各入学試験合格者が入学金等納入後に入学を辞退する場合は、**2025年3月31日(月)17:00**までに所定の入学辞退届を該当の大学等へ提出すれば、入学金以外の納入金を返納します。
(注)郵送の場合は、当日の17:00までに必着のこと。締切日の17:00以降の申し出については返納しません。

- 併願入試区分における、入学希望学科の変更について
併願入試区分であれば、同一大学等の学科間はもとより、3校間(医療福祉大学・医療短期大学・リハビリテーション学院)で入学希望学科を変更することができます。

<例>

「学校推薦型選抜後期で医療福祉大学のA学科に合格し入学手続きを完了したが、その後、一般選抜前期で医療福祉大学のB学科に合格し、B学科への入学を希望している。」この場合、B学科に入学することができます。

(手続き)

- ①川崎学園アドミッションセンターに連絡し、学科変更の希望を伝える。
- ②B学科への入学手続きを行うと同時に、A学科への辞退手続きを行う。
- ③納入済みのA学科の学費とB学科の学費の差額を大学で計算した後、返納又は追加徴収される。

注)A学科とB学科で大学等(医療福祉大学・医療短期大学・リハビリテーション学院)が異なる場合は、一旦B学科の学費(入学金・諸会費含む)を全額納入していただきます。入学辞退手続きが完了した後、A学科の学費(入学金・諸会費含む)を全額返納いたします。